

9月定例会



村井 慶太郎 議員



返還し使えなくなった 役場北駐車場

厳しい財政状況だが、補助・起債の対象とならないため役場北駐車場を町財産として購入しなかつた理由は

問

役場北駐車場

防災担当副町長

た。平成26年3月に返還

の申し出があり、応ずる

ことになった。

施設利用の方には、イ

ベントなどで混雑している場合は、エミフルの了

解を得ているので、そち

らを利用していただきたい。

そのお願いを広報ま

さきや町ホームページなどで行っている。

民に限らず他市町から多くの公園や運動場の利用にとって非常に便利な駐車スペースではあつたはずだが、平成26年10月から使用できなくなる。なぜ町の財産として購入しなかつたのか。また、購入しなかつた経緯を伺う。

ると、補助または起債の対象とならない一般財源の持ち出しが、総額1億円を超える支出は不可能である。こうした状況下で、土地の購入に向け交渉を重ねてきたが金額面で合意に至らなかつ

放課後児童クラブの今後のあり方と検討課題は

新たな基準を設けて、質の向上を図つていく

問

平成27年4月新制度

福祉課長

として子ども・子育て支援法に基づき学童保育が大きく変わるが、本町での放課後児童クラブの今後のある方と検討課題を伺う。

松前町子ども・子育て会議においても、放課後児童クラブの今後のあり方にについて意見を聞いている。松前小学校の放課後児童クラブは、待機児童がいること

を行いう必要がある。から、最優先の施設の確保

現状では、新基準に適合

した運営をしようとする

と、学校の空き教室が足りないため、今ある全ての放課後児童クラブで施設を整備するなど、新たなスペー

スの確保を検討していく。